

綾瀬市永年継続事業所表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に所在する中小企業であって、経営の合理化、近代化、作業環境、販売・生産技術等において他の模範となる事業所を表彰することにより、市内中小企業の振興と発展に寄与することを目的として、永年にわたり事業を継続している事業所を表彰することについて必要な事項を定める。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、次の各号に定める要件のすべてに該当する事業所に対して行う。

- (1) 基準日現在、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業の事業所で、市内で事業を営んでいるもの。
ただし、農林漁業及び資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業は除く。

(2) 基準日現在、市内に本店又は事業所を有するもの

(3) 基準日現在、100年以上事業を継続しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

(1) この要綱に基づく表彰を受けたことのある事業所

(2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者

（表彰の推薦）

第3条 表彰の推薦は、綾瀬市商工会その他市長が特に認めた団体（以下「推薦団体」という。）が行うものとする。

2 推薦団体は、前条第1項に該当する事業所があるときは、綾瀬市永年継続事業所表彰推薦書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に推薦するものとする。

(1) 反社会的勢力に係る誓約書（第2号様式）

(2) 役員等一覧表（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（被表彰者の決定）

第4条 市長は、第3条の規定による表彰について、前条第2項の規定により推薦のあった内容を審査するほか、公害発生の有無及び市税の納入状況等を勘案し、予算の範囲内において被表彰者を決定するものとする。

（表彰の基準日）

第5条 第2条第1項に定める基準日は、毎年4月1日とする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品等を贈ることができる。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、毎年1回行うものとする。この場合において、時期は別に定める。
ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（被表彰者名簿）

第8条 表彰を行ったときは、綾瀬市永年継続事業所被表彰者名簿（第4号様式）に必要事項を記載し、これを保存する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（綾瀬市優良事業所表彰要綱の廃止）

2 綾瀬市優良事業所表彰要綱（平成14年9月1日施行）は、廃止する。

年 月 日

綾瀬市永年継続事業所表彰推薦書

綾瀬市長

所 在 地

推薦団体名

代表者氏名

印

電 話 番 号

綾瀬市永年継続事業所要綱第 3 条第 2 項の規定により推薦します。

ふ り が な		ふ り が な	
被推薦事業所名		代表者の役職 名 及 び 氏 名	
所 在 地			
電 話 番 号		業 種	
資本金又は 出資金の額	円	従業員の人数	人
創 業 日	年 月 日	市内創業日	
表彰受賞暦 有 ・ 無	(受賞年月日・受賞名称)		
事 業 状 況	(販売、生産、労務、経営の合理化、近代化、消費者サービスの取り組み等)		

第2号様式（第3条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 称号又は名称

代表者役職名・氏名

印

電話番号

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第 3 号様式（第 3 条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者名 印
電 話 番 号

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	住 所

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承ください。

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市永年継続事業所被表彰者名簿

[illegible]